

滋賀県議会議員選挙

投票日 4月8日(日) 午前7時から午後8時まで

滋賀県議会議員一般選挙が4月8日に執行される予定です。選挙は、わたしたち有権者の代表を選ぶ大切な機会です。あなたの一票が滋賀県及び甲賀市の明日のまちづくりを進める大切な1票になります。安易に棄権せずに投票に出かけましょう。

選挙人名簿登録者数

甲賀市における選挙人名簿登録者数は、平成19年3月2日現在で下記のとおりです。

男	女	合計
35,682人	37,631人	73,313人

選挙権と名簿登録

投票できる方は、年齢20歳以上の日本国民で、3か月以上甲賀市に住居登録している方になります。

	年齢要件	住所要件
滋賀県議会議員一般選挙	昭和62年4月9日以前に生まれた方	平成18年12月29日以前に転入届をした方

注) 期日前投票の期間中に20歳になられる方で、20歳になられるまでの間に投票される場合は期日前投票ではなく不在者投票になりますのでご注意ください。

住民異動された方の選挙権は

平成18年12月29日までに転出し、新しい住所地で転入届を出した場合は、新しい住所地で投票することになります。(前の住所地では投票できません)

甲賀市で選挙人名簿に登録されている方が、平成18年12月30日以降に滋賀県内の他の市町へ転出した場合は、引き続きその住所地で居住している場合のみ、甲賀市で投票することができます。ただし、転出先の市役所の住民登録窓口で発行する「引続き滋賀県の区域内に住居を有する旨の証明書」が必要です。(証明手数料は無料です。)

不在者投票をご利用ください

施設や病院に入居や入院されている歩行が困難な方は、その施設内で不在者投票をすることができます。できる日時や詳細は、施設でご確認ください。なお、投票に関するお問い合わせは、選挙人名簿に登録されている市町の選挙管理委員会にお願いします。

また、仕事や勉強のため、選挙人名簿に登録されているところ以外に現在居住されている方は、投票用紙を選挙人名簿のある市町の選挙管理委員会へ請求してください。

注) 投票用紙を居住先の住所へ送付しますが、ご自宅では投票できませんので、送付されてきた封筒を持って現在居住しているところの選挙管理委員会へ持参していただき投票してください。

甲賀市選挙区

当日投票に行けない方は期日前投票のご利用を

下記のとおり期日前投票を行いますので、投票当日、業務や旅行などで投票に行けない方は、ご利用ください。(どの場所でも投票をすることはできます。)

期 間 / 3月31日(土)～4月7日(土)

時 間 / 8:30～20:00

場 所 / 水口庁舎
2階会議スペース

☎65-0667

次の支所などでも期日前投票ができますが、投票のできる時間が水口庁舎とは異なりますのお間違えのないようご注意ください。

期 間 / 3月31日(土)～4月7日(土)

時 間 / 8:30～18:00

場 所 / 土山支所 1階玄関横スペース ☎66-1102
甲賀支所 1階会議室 ☎88-4102
甲南庁舎 1階会議室 ☎86-8010
信楽支所 1階玄関横スペース ☎82-1121

持参品 / お手元に届いていれば、入場券をご持参ください。

郵便による不在者投票もできます

次に該当する方は、郵便により自宅で不在者投票することができます。

- 身体障害者で、身体障害者手帳に両下肢等の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者
身体障害者手帳に心臓、腎臓等の障害の程度が1級又は3級である者として記載されている者
身体障害者手帳に免疫の障害の程度が1級から3級までである者として記載されている者
- 戦傷病者で、戦傷病者手帳に両下肢等の障害の程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている者
戦傷病者手帳に心臓、腎臓等の障害の程度が特別項症から第3項症までである者として記載されている者
- 介護保険法の要介護者で、要介護状態区分が要介護度5である者として記載されている者

ただし、郵便により投票しようとする場合は、事前に登録する必要があり、また、この登録に時間を要することから、できるだけ早めに下記の選挙管理委員会まで、お問い合わせください。

注) 郵便による投票は、申請をされた登録者ができる制度ですので、登録をされておられない方は、上記の事由に該当しても郵便による投票をすることはできません。

投票所は入場券をご確認ください

滋賀県議会議員一般選挙では、ご自宅に郵送します投票入場券に投票所の名称と略図を記載していますので、参考にしてください。なお、場所などが不明の場合は、下記の選挙管理委員会までお問い合わせください。

お詫びと訂正

「あいごうか」3月1日号で投票所の変更について掲載しましたが、一部誤りがありました。お詫びして訂正します。

従前の投票場所	今回の投票場所	投票区該当区域	
甲南第二小学校体育館	杉谷公民館	杉谷区(新田を除く)	新治区
希望ヶ丘小学校体育館	希望ヶ丘防災コミュニティセンター	希望ヶ丘区の一部	希望ヶ丘本町区の一部

問…甲賀市選挙管理委員会 ☎65-0667 ☎63-4554